

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
水道料	分任支出負担行為担当官 梅原 正彦 福岡航空交通管制部 福岡県福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	H24.4.1	(財)福岡市水道サービス公 社 福岡市博多区博多駅前1- 28-15	会計法第29条の12及び予算令第102条の2の規定による長期継続 契約	-	3,558,250	-	-	公財	国所管	-	
平成24年度空港保安防災教育 訓練センター高圧ガス製造設 備等運用業務請負	支出負担行為担当官 長田 太 航空局 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-15-12	一般競争入札を行ったところ、再度の入札をしても落札者が無かつ たため、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2 の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	15,303,011	15,225,000	99.5%	3	特財	国所管	1	
平成24年度新千歳空港他4空 港消防等業務請負	江口 稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-15-12	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5 項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結 したものである。	484,094,634	484,050,000	100.0%	3	特財	国所管	1	
平成24年度東京国際空港他4 空港消防等業務請負	江口 稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-15-12	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5 項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結 したものである。	491,023,243	490,875,000	100.0%	3	特財	国所管	1	
平成24年度東京国際空港他1 空港有害鳥類防除業務請負	江口 稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-15-12	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5 項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結 したものである。	158,384,522	158,025,000	99.8%	3	特財	国所管	1	単価契約
平成24年度新千歳空港他1空 港有害鳥類防除業務請負	江口 稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-15-12	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5 項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結 したものである。	54,027,639	53,550,000	99.1%	3	特財	国所管	1	単価契約
平成24年度 東京国際空港場 周警備設備等保守業務請負	堤 清 東京空港事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-16-4	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5 項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結 したものである。	75,622,705	75,600,000	100.0%	3	特財	国所管	1	
13号地信号所建物、ケーブル 管路用地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木 基実 神奈川県横浜市中央区北仲通5- 57	H24.4.2	(財)日本海科学振興財 団 東京都品川区八湖3-1	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場 合	4,743,192	4,743,192	100.0%	-	特財	国所管	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
東京13号地船舶通航信号所電気料	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	H24.4.1	(財)日本海事科学振興財団 東京都品川区八湖3-1	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	2,350,120	2,350,120	100.0%	-	特財	国所管	-	
公的個人認証サービス失効情報の提供	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.2	(財)自治体衛星通信機構 東京都港区虎ノ門5-12-1 虎ノ門ワイコービル7階	国土交通省所管行政に係る申請・届出のうち、インターネット等の情報通信技術を利用する方法により提出されたもので、当該申請・届出等に電子署名された情報について、当該申請・届出等を行った者が適正に当該電子署名を行ったことを確認するために、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づき、都道府県知事の委任を受けた指定認証機関が発行した電子署名に係る当該指定認証機関が提供する失効情報をCRL提供方式等により、当該指定認証機関から情報を受けるものである。 本業務に関して、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条に基づき、総務大臣から指定認証機関に指定(平成15年11月14日)され、同法に基づく都道府県知事が行う認証事務を都道府県知事から委任されて行っている指定認証機関が、我が国では、上記機関のみである。従って、同法に基づく署名検証者(本件の場合は、国土交通省)に対する失効情報の提供は、上記機関のみが実施できる。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、随意契約を行うこととする。	3,500,000	3,500,000	100.0%	-	特財	国所管	1	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.2	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するるとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。 免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その稼働処理にあたっては、極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。 また、すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省(当時:建設省)と47都道府県との間での取り決めにより、上記法人を管理運営機関として特定しているものであり、現在まで安定的な稼働が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。 以上の理由から、本業務については、財団法人不動産適正取引推進機構と随意契約を締結するものである。 【根拠条文】 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	-	1,791,811	-	2	特財	国所管	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.2	(財)日本道路交通情報センター	<p>本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としているものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要である。</p> <p>財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。設立以来、当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。</p> <p>このように、当センターは、収集業務に関して、各地方整備局はもとより、各都道府県、各高速道路株式会社や公社等からきめ細かな情報を収集できる情報網を有している唯一の団体であり、当該業務に関する機器・人員等を有する全国組織として、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる団体である。</p> <p>また、昨年度まで約40年間にわたり本業務を受託して長年の経験の中で培った知識や業務実績から、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。</p>	-	207,147,000	-	3	特財	国所管	-	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 仙台市青葉区二日町9-15	H24.4.2	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア4F	<p>会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 当該法人は、建設業者の許可情報・経営事項審査情報等の各種情報を集積し、情報提供システムを構築運用して電子データによる情報提供を行っている唯一の機関であるため</p>	-	2,835,000	-	-	特財	国所管	1	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 仙台市青葉区二日町9-15	H24.4.2	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21 第33森ビル3F	<p>会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省と47都道府県との間での取り決めにより、当該法人を管理運営機関として特定しているため</p>	-	1,662,284	-	-	特財	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
平成24年度企業情報提供業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H24.4.2	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区三番町3番地麴町スクエア	<p>入札及び契約の適正化を図り、不正行為等を行う不良・不適格業者を排除するためには、建設業者の財務や経営等の客観的な企業情報及び技術者情報を得ることが不可欠である。</p> <p>本業務は、発注者の入札参加資格確認作業の厳正化を図るとともに工事現場における監理技術者等の適正な配置を徹底するため、建設業者の許可情報、経営事項審査結果情報、監理技術者情報等の企業情報をデータベース化したものである「発注者支援データベース・システム」から、上記の情報提供を受けるものである。</p> <p>上記法人は、建設業法第27条の19第1項の規定に基づく唯一の指定資格証交付機関であり、建設工事の適正な施工を確保し、技術者の専任制をより有効に担保するため、監理技術者資格者証の交付等に関する事業を行っており、「建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同で利用できるデータベースの整備を進める必要がある」との中央建設業審議会の建議を受け、平成8年度からは「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理している。</p> <p>また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日 閣議決定)により、「企業選定のための情報サービスに関すること」として、「発注者支援データベース」を各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めることとされている。</p> <p>よって、本業務の目的を達成できる唯一の者である上記法人と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	-	2,835,000	-	4	特財	国所管	1	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H24.4.2	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	<p>本業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通本省並びに各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局(11機関)及び全国47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。</p> <p>免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その稼働処理にあたっては、きわめて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的知識を有する相当数の人員が確保できる相手と契約しなければならない。</p> <p>また、全ての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省(当時:建設業)と47都道府県との間での取り決めにより、上記法人を管理運営機関として特定しているものであり、現在まで安定的な河道が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	1,784,076	1,784,076	100.0%	2	特財	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H24.4.2	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア	本業務は、工事現場における監理技術者の適正な配置及び施工体制の確認を行うために必要な建設業者に関する建設業の許可情報、公共工事の発注者が必要とする建設業者に関する財務や経営等の客観的な企業情報(建設業法第27条の23第1項の定めによる経営事項審査に関する情報)、各建設業者に所属する技術者の情報及び建設業法第26条第3項に定める監理技術者の公共事業への専任状況の情報の提供を受けるもので、入札参加資格の厳正かつ効率的な確認に資するものである。左記法人は、建設業法第27条の19第1項の規定に基づく唯一の指定資格者証交付機関であり、「建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同で利用できるデータベースの整備を進める必要がある」旨の中央建設業審議会の建議を踏まえ、自らが保有する技術者等の情報に加えて関係機関の保有する情報を一元的に整理し、公共工事の発注機関が必要とする情報として提供する企業情報(発注者支援データベース)を開発、運用、管理している機関である。本業務の発注にあたり指定資格者証交付機関の指定に関し、建設業法施行規則第17条の34にある指定状況に変更がないか国土交通本省へ照会したところ、変更がない旨回答があり、左記法人以外に指定されていないことが確認された。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、左記業者と随意契約を締結するものである。	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等委託業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H24.4.2	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等委託業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化を図られるものである。極めて公益性の高い行政事務の一部を行わせるにあたって、免許行政庁の強い監督下におかれる法人に対し作成・管理させることとして、国土交通省と47都道府県との間で設置された宅建業法主管者協議会において定められた「宅地建物取引業免許事務等処理システム及び宅建業電子申請システムに関する取決書」(平成14年6月14日施行)に基づき、当該法人を唯一の管理主体として取り決めたものである。以上の理由から、本業務については、財団法人不動産適正取引推進機構と随意契約を締結するものである。	1,666,442	1,666,442	100.0%	2	特財	国所管	1	
平成24年度 宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立 敏之 中部地方整備局 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	H24.4.2	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	本業務は、宅地建物取引業者に係る免許事務等を行う国土交通省等(地方支分部局及び内閣府沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に専用端末機を設置し、そこで入力された宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。本業務については、全免許行政庁において「宅地建物取引業免許事務等処理システムに関する取決書」を締結し、財団法人不動産適正取引推進機構(以下「機構」という。)を唯一の「管理・運営機関」として位置づけ、機構が宅地建物取引業免許事務等処理システム(以下「本システム」という。)の開発・改良・運営・管理を行ってきたところである。全ての免許行政庁が本システムを使用することにより、1宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等を防止する2宅地建物取引業者の免許情報等を免許行政庁間で共有し、免許審査及び指導監督業務の適正化を図る3国土交通大臣が免許した業者等について、宅地建物取引業法に基づく開覧に供する情報を提供することができ、宅地建物取引業の免許事務等の厳正化、迅速化、行政サービスの向上に資することができる。このため、全ての免許行政庁が同一のシステムを使用する必要があり、一の免許行政庁が欠けてもこれらの目的は達成することが出来ない。以上の理由により、本業務を遂行できるのは(財)不動産適正取引推進機構以外にない。適用法令 会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	1,721,340	1,721,340	100.0%	2	特財	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
平成24年度宅地建物取引業免許事務電算処理等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 谷本 光司 大阪府大阪市中央区大手前1 丁目5番44号	H24.4.2	(財)不動産適正取引推進 機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,785,084	1,785,084	100.0%	2	特財	国所管	1	
建設業企業情報提供	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田 和彦	H24.4.2	(財)建設業技術者センター	<p>本件は、建設業法に定める建設業許可、経営事項審査の有効期限の確認等に必要となる企業情報(建設業許可情報、経営事項審査情報等)を中国地方整備局保有のサーバに提供する業務である。</p> <p>本件は、公示の入札契約手続きにおける一般競争参加資格審査を実施するため、建設業許可情報、経営事項審査情報等の企業に係る特定の情報を継続かつ一元的に保有・管理し、迅速かつ的確に情報提供できるとともに、未公開情報及び個人情報を含むため、信頼性が強く求められる。</p> <p>(財)建設業技術者センターは、「資格者証の交付等を通じて工事現場における技術者の適正な配置、技術力の向上を図り、もって建設工事の適正な施工を図るとともに、建設業の健全な発展の促進を図ることを目的として設立された公益法人であり、建設業法第27条の19第1項及び建設業法施行規則第17条の34により監理技術者資格証の交付等の事業について行うことが出来る国土交通大臣から指定された期間で、平成8年度から建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同利用出来る「発注者支援データベースシステム」を開発・運用・管理しているとともに、一貫して情報提供を行っている唯一の機関である。</p> <p>本件の実施に必要となる各種情報を集積し、適切に管理・提供できる情報提供システムを保有・運用できる機関は(財)建設業技術者センターのほかにはなく、本業務を遂行できる唯一の機関である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号を適用し、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	-	2,835,000	-	4	特財	国所管	1	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田 和彦	H24.4.2	(財)不動産適正取引推進 機構	<p>宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務本業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。</p> <p>免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その稼働処理にあたっては、極めて公共性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。</p> <p>また、すべての免許行政庁が同一のシステムを使用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省(当時;建設省)と47都道府県との間での取り決めにより、上記法人を管理運営機関として特定しているものであり、現在まで安定的な稼働が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。</p> <p>以上の理由から、本業務については、財団法人不動産適正取引推進機構と随意契約を締結する者である。</p> <p>【根拠条文】会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	-	138,263	-	2	特財	国所管	1	単価契約 1,659,159 円

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
平成24年度 企業情報データ 提供業務 その他一式	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎 正彦 四国地方整備局 香川県高松市サンポート3番33号	H24.4.2	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア	会計法第29条の3第4項 特定情報を提供できる唯一の者	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1	
宅地建物取引業免許事務処理 システム電算処理等業務 賃貸借一式	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎 正彦 四国地方整備局 香川県高松市サンポート3番33号	H24.4.2	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項 47都道府県との取り決めにより特定されている者	1,662,599	1,662,599	100.0%	2	特財	国所管	1	
平成24年度企業情報提供業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎 収 福岡市博多区博多駅東2丁目 10番7号福岡第二合同庁舎	H24.4.2	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 番地麹町スクエア	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1	
宅地建物取引業免許事務等処理 システム管理・運営等業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎 収 福岡市博多区博多駅東2丁目 10番7号福岡第二合同庁舎	H24.4.2	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,725,020	1,724,931	100.0%	2	特財	国所管	1	
平成24年度 清龍丸使用バース 賃貸借 H24.4.1～H25.3.31 借入	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 高橋 浩二 中部地方整備局 名古屋市長島2番地	H24.4.2	(財)名古屋港埠頭公社 名古屋市長島空見町40	会計法29-3-4 (公募随契)	12,347,388	12,347,388	100.0%	3	特財	国所管	1	単価
企業情報提供業務	稗田 昭人 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H24.4.2	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 番地	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、建設工事の適正な施工を確保するため、最新の監理技術者資格者証交付者に関する情報及び同技術者等の専任配置確認結果情報、建設業許可情報等の提供を受けるものであり、これらの情報を集積し提供できるシステムを保有している法人は同法人以外には見受けられないため、随意契約の相手方として選定するものである。	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1	
宅地建物取引業免許事務処理 システム電算処理等業務	稗田 昭人 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H24.4.2	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21 第33森ビル3階	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、宅地建物取引業に係る免許行政(国土交通本省、北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局及び全国47都道府県)が保有する宅地建物取引業者及び取引主任者の情報を1データベース化し、2当該データベースの運用管理等を図るものである。 当該システムの運用については、国土交通省と47都道府県において締結された、「宅地建物取引業免許事務等処理システムに関する取次書」(平成14年6月14日施行)により、(財)不動産適正取引推進機構が唯一の管理・運営機関とされていることから、当該法人と随意契約を締結するものである。	1,661,793	1,661,793	100.0%	2	特財	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
登記情報提供業務	西村 泰弘 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H24.4.2	(財)民事務協会 東京都千代田区神田1-13-7四国ビル	・会計法第29条の3第4項 ・当該役務を提供する唯一の機関であるため。	1,142,586	1,142,586	100.0%	-	特財	国所管	1	単価契約
定期刊行物「積算資料」外5点 購入	西村 泰弘 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H24.4.2	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	・会計法第29条の3第4項 ・出版元と年間契約を結ぶことにより割引価格が適用され、時価に比べて著しく有利な価格で契約できるため	1,632,680	1,632,680	100.0%	2	特財	国所管	1	単価契約
一般乗用旅客自動車供給(タクシー) 1式	支出負担行為担当 沖縄気象台長 横山辰夫 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	H24.4.2	(特社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会 沖縄県那覇市泉崎2-103-4	・会計法第29条の3第4項 ・公募の結果、(特社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会は許可を受けたタクシー事業者を会員とした組織体を有し、かつ、タクシーチケット事業を行っているとの要件を満たしたため。	-	1,703,610	-	-	特社	国所管	2	単価契約
企業情報提供業務 1式	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺 信一 横須賀市長瀬3-1-1	H24.4.6	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区2-3	本業務は、港湾・空港・海岸整備事業における業務執行の効率化を目的として、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾整備事業支援統合情報システムに監理技術者等有資格者情報及び建設業者情報を提供するものである。 上記法人は、建設業法第27条の19第1項に規定する監理技術者資格者証の交付等事務を行う機関として唯一指定されており、監理技術者情報を一元的に管理し提供できる唯一の機関であるとともに、建設業者の許可情報、経営事項審査情報等を収集し提供できる唯一の機関である。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により財団法人建設業技術者センターと随意契約を締結するものである。	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1	
1万分1地形図(四六半裁判 折 図5色)外8点の購入	支出負担行為担当 国土地理院長 岡本 博 茨城県つくば市北郷1番	H24.4.6	(財)日本地図センター 東京都目黒区青葉台4-9-6	・会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 (国土地理院が刊行する地図等の複製(印刷)頒布(販売)については、公募を行い当院との複製頒布業務委託契約を締結した当該業者に委託されており、地図を購入できる唯一の者(特定の情報を提供することが可能な者が唯一)であるため。	3,321,665	3,321,665	100.0%	2	特財	国所管	1	単価契約
平成24年度 企業情報提供業務	支出負担行為担当 中部地方整備局長 足立 敏之 中部地方整備局 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	H24.4.6	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地	本業務は一般競争(指名競争)参加資格審査および建設業者の企業情報の把握のため、建設業者の財務・経営・工事実績・技術者データ・技術者の専任制確認等に必要な情報提供を受けるものである。 (財)建設業技術者センターは建設業法第27条の19第1項及び建設業法施行規則第17条の34に定められている唯一の指定資格者証交付機関であり、建設業者の経営事項審査の内容、監理技術者の雇用関係、監理技術者資格者証の有無等、建設業者に関する各種情報を網羅し、提供できる唯一の者である。 適用法令 会計法 第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3	2,835,000	2,835,000	100.0%	2	特財	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	H24.4.6	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 番地麹町スクエア	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	236,250	236,250	100.0%	4	特財	国所管	1	単価契約 予定調達 総額 ¥2,835,000
道路の有する多様な機能に関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.9	(財)道路新産業開発機構	本業務では、交通機能、空間機能のほか、歴史性、文化性など道路の有する機能や価値に着目し、その機能が最大限発揮できるようにするため、以下の検討を行う。 (1)道路と地域資源に関する資料の収集 (2)道路の有する機能に着目した分類整理 (3)道路の機能や価値の再評価の項目の検討 (4)道路が有する機能を最大限発揮できる仕組みの検討 本業務の実施にあたっては、道路の歴史や文化等に関連した資料の収集を行い、道路が有する交流機能等に着眼した分類を行う上で豊富な経験と高度な知識が求められるとともに、道路が有する機能を最大限発揮する仕組みについて、技術提案の具体的な業務内容に重点をおいて評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会を実施した。 その結果、企画提案書を提出したのは、財団法人道路新産業開発機構1者であったが、提案書等に基づき審査を行った結果、管理技術者及び担当技術者の知識、経験及び実務実施能力並びに技術者評価(ヒアリング)において優れており、企画競争委員会及び道路局企画競争有識者委員会において、本業務を遂行するに当たって適した業者であると認められたところである。 以上のことから、当該業務の実施者として唯一の業者であると判断し、財団法人道路新産業開発機構と随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	11,991,000	11,928,000	99.5%	6	特財	国所管	1	
月刊積算資料等に掲載される材料単価等の電子データ購入	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 仙台市青葉区二日町9-15	H24.4.9	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13- 16東銀座三井ビル	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、他者から参加意思確認書の提出がなかったため(確認公募手続)	4,573,800	4,567,500	99.9%	-	特財	国所管	1	
建設業取引適正化センター設置業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.10	(財)建設業適正取引推進機構	企画競争 会計法第29条の3第4項、 予算令第102条の4第3号 本業務では、建設工事の請負契約に関する相談窓口を設置し、運営させることになるため、「適正化センターの設置及び運営のための業務方針及び着眼点」を特定テーマとする企画競争方式による企画提案書を公募し、審査することとした。 公募の結果、1社から企画提案書の提出があり、提出された企画提案書について、「業務実施体制」、「運営方針」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。その結果、財団法人建設業適正取引推進機構の提案は、次の点で本業務を適切に実施できるものと判断される。 ・「業務実施体制」においては、本業務を行うに際し適確な業務経歴を有しており、専任性を保持できること ・「運営方針」においては、十分な業務理解度を有しており、実施手順についても適切であること ・「特定テーマに対する企画提案」においては、本業務の重要箇所を理解しており、説得力や具体性のある提案内容であること 以上のことから、本業務の実施者として財団法人建設業適正取引推進機構を選定することとした。	57,435,243	57,351,000	99.9%	2	特財	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
平成24年度日本の造園産業等の海外展開促進のための検討調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.10	(財)都市緑化機構 理事長 興水 肇 東京都千代田区外神田2-15-2	本業務は、世界に誇る造園技法等を有する日本の造園産業等の海外展開を促進するため、海外において、我が国の伝統的な造園技法等をPRするとともに、その成果をとりまとめることを目的とするものである。 このことから、本業務の発注については、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得てそれを評価し優れた提案を選定する企画競争を経ることが適切であるため、当該手続をもって行ったところである。 委託先選定に当たっては、平成24年2月15日から平成24年3月5日までの間、本業務に係る企画提案書の公募を実施し、期限までに1者から提出された企画提案書を審査した結果、財団法人都市緑化機構の企画案は評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者である確認ができ、他者と比べて優れていると企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて特定されたものである。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、財団法人都市緑化機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	9,975,000	9,765,000	97.9%	1	特財	国所管	1	
H24月刊「積算資料」材料単価等電子データ購入一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H24.4.10	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「積算資料」に掲載がある材料単価及び機械賃料から指定するものを、正確かつ効率的に処理する必要があることから電子データにより購入するものである。 購入したデータは、別途購入する月刊「建設物価」のデータと平均化処理を行い関東地方整備局が利用している新土木工事標準積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものである。 月刊「積算資料」の発行者に、本購入のためのデータ提供について書面による了解を得て、毎月20日迄、20日が土曜・日曜・祝日の場合はその前後直近の平日迄に納品が可能ならば、本購入の参加資格者となることが出来る。 このことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、下記法人と契約を行うものである。	4,968,600	4,966,500	100.0%	2	特財	国所管	1	
平成24年度「積算資料」等掲載材料単価等の電子データ購入電子データ一式	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎 正彦 香川県高松市サンポート3-33	H24.4.10	(特財)経済調査会四国支部 香川県高松市紺屋町9-6	会計法29条の3第4項 公募を行った結果、他者の参加意思表示がなかった。 (公募)	3,528,252	3,444,000	97.6%	-	特財	国所管	1	
平成24年度 積算資料等掲載価格の電子データ購入	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎 収 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎	H24.4.11	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	5,339,460	5,339,460	100.0%	-	特財	国所管	1	
契約情報等管理受付業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	H24.4.12	(社)近畿建設協会大阪支所 大阪市城東区中央1-8-27 アーバネックス蒲生ビル5階	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	9,114,000	9,082,500	99.7%	3	特社	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
資材価格データ作成(積算資料外)	稗田 昭人 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H24.4.12	(財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。 (公募)	4,389,000	4,389,000	100.0%	2	特財	国所管	1	
平成24年度 月刊「積算資料」等電子データ購入	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立 敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎3号館	H24.4.13	(財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	当購入は、当局管内で発注する土木工事の積算に用いる材料単価及び機械賃料を決定するための基礎資料として月毎の最新市場データが必要となるため、月刊「積算資料」及び季刊「土木施工単価」に掲載される資材単価のうち、当局が指定する材料資材及び機械賃料の市場価格について、刊行物に掲載される材料単価等の電子データを毎月購入するものである。 当購入の調達品を納入するにあたり、(財)経済調査会が発行する月刊「積算資料」及び季刊「土木施工単価」の掲載単価データについて、第三者がデータの提供を受けて納入する場合は、事前に(財)経済調査会より書面で、提供についての許諾を得ることが必要である。 このため、納品の要件を兼ね備えている特定の公益法人を契約の相手方とする契約手続きを行う予定であることを明示したうえで参加者の有無を確認する公募手続きを実施した結果、他者の参加意思表示がなかったため、上記法人と契約するものである。 適用条項 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	3,961,650	3,961,650	100.0%	-	特財	国所管	1	
積算資料等掲載価格電子データ購入	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田 和彦	H24.4.16	(財)経済調査会	公募方式	4,424,700	4,410,000	99.7%	-	特財	国所管	-	
平成24年度 道路事業における多様な整備効果の評価手法に関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.17	(財)国土技術研究センター	本業務は、道路事業の評価手法の充実を図るため、渋滞解消や交通事故の削減、防災機能といった多様な効果を総合的に評価する手法の策定、構築された評価手法の試行、実用化に向けた課題の整理などについて、検討することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、道路の事業評価手法の実用化にむけた課題の整理、また、道路の多様な効果を総合的に評価する手法の検討など、豊かな経験と高度な知識が求められることから、本業務を実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。 その結果、上記業者は、企画提案内容の実現性、業務実施手順、技術者評価ヒアリング時の取組姿勢等の評価において優れており、本業務を遂行しうる十分な能力を有する業者であると認められた。 以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	11,991,000	11,991,000	100.0%	2	特財	国所管	4	
「積算資料」材料単価等電子データ作成	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	H24.4.19	(財)経済調査会関西支部 大阪市北区中崎西2丁目4番12号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	4,490,850	4,483,500	99.8%	2	特財	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
踏切対策の効果検証に関する 検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.24	(財)国土技術研究センター	本業務は、全国に存在する対策すべき踏切について、計画的・重点的に対策を進めるための踏切データを調査し、今後の踏切対策の効果の検証を行うものである。 実施にあたっては、踏切対策についての社会的ニーズや技術動向、関係法令等の位置づけ、課題とその対策に関する豊かな経験と高度な知識が必要である。 このことから、技術者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案してもらい評価し、優れた提案を特定する企画競争に基づき提案書の審査を行った。その結果、実務実施能力における総合的評価において優れており、本業務を遂行し得る十分な能力を有する業者であると認められた。 以上の理由から、上記業者は本業務を実施し得る唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項及び予令第102条の4第3号の規定により、随意契約を行うものである。	19,960,500	19,950,000	99.9%	2	特財	国所管	4	
平成24年度 日韓道路技術交流推進に関する調査・検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.25	(財)国土技術研究センター	本業務は韓国における道路政策・技術に関する情報収集の実施および道路政策・技術に関する日韓の道路局長会議に関する議題抽出その他の開催準備、運営補助、現場視察準備及び会議から得られた情報の取りまとめを行うものである。 本業務では、会議において政府間の意見交換・議論が積極的に行われるよう、事前に相手国の最新の情勢や関心事項等を把握し、また、我が国の道路行政に活かすことが可能な会議成果にするため会議の議題を調整し、得られる情報について要点を押しえた資料として取りまとめを行う必要があることから、企画競争方式による実施手続きを行うこととした。 本業務に対しては、2者が企画提案書を提出し、これに基づき審査が行われた。 結果として、財団法人国土技術研究センターが提出した企画提案書に記載された『実施方針・実施フロー・工程表・その他』、『特定テーマに対する企画提案』が業務を遂行する上で最も妥当なものであった。特に、実施方針においては、過去20年以上にわたる相手国政府関係機関との定期的会議の実績・経験を踏まえ、本業務を実施していくことが示されており、同社の提案が優位なものと認められた。また、特定テーマに対する企画提案においても、情報収集から議題抽出までの実施方法や考慮すべき視点が的確に示されており、同社の提案が優位なものと認められた。 以上のことから、当該業務の実施者として財団法人国土技術研究センターを特定し、随意契約することとした。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,945,500	4,935,000	99.8%	2	特財	国所管	2	
地積測量図作成等 一式 その他一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知河川国道事務所長 野中 典理 高知河川国道事務所 高知県高知市六泉寺町96-7	H24.4.27	(公社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者	2,678,371	2,678,371	100.0%	-	公社	国所管	1	
平成24年度 徳島地積測量図作成等業務 その他一式	分任支出負担行為担当官代理 四国地方整備局 徳島河川国道事務所副所長 渡辺 晴彦 徳島河川国道事務所 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	H24.5.1	(特社)徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 徳島市出来島本町2-42-5	会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者	8,271,784	8,157,187	98.6%	-	特社	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
平成24年度関東地方整備局説明力向上研修支援業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H24.5.7	(特財)NHK放送研修センター 東京都世田谷区砧1-10-11	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、国民へのアカウントビリティを果たし社会資本整備を進めるために必要な、関東地方整備局職員の責任ある説明力の向上を目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、研修実施における重要なポイント及びその理由と実施方法等を含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 財団法人NHK放送研修センターは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、契約を行うものである。	2,992,500	2,988,042	99.9%	-	特財	国所管	1	
河川事業等における環境影響評価手法等検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.8	(財)ダム水源環境整備センター 東京都千代田区麹町2-14-2 麹町NKビル	平成23年4月27日に環境影響評価法の一部を改正する法律が公布され、これまでの環境影響評価の手続きに、配慮書や報告書等の手続が新たに追加されることになった。この法律は平成25年4月に完全施行されるため、水管理・国土保全局では、所管している4つの関係する省令を完全施行に合わせて改正する必要がある。 本業務は、配慮書や報告書等の手続きに必要な、計画段階配慮事項や環境保全措置の事後調査等に関する必要な項目を収集し、主務省令の改正に必要な事項の整理・検討を行うものである。 業務の実施にあたっては、配慮書や報告書等の環境影響評価の手続きに関して幅広い知見を持つとともに、その知見と専門的な技術を用いて計画段階配慮書や環境保全措置の事後調査等に関する検討をする必要があるため、企画提案させることが必要であった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、(財)ダム水源環境整備センターの提案は、特定テーマに関する企画提案の実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)ダム水源環境整備センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予令第102条の4第3号	13,776,000	13,755,000	99.8%	4	特財	国所管	1	
平成24年度 地積測量図作成等業務 その他一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 岡村 環 中村河川国道事務所 高知県四万十市右山2033-14	H24.5.8	(公社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者	5,768,679	5,768,679	100.0%	-	公社	国所管	1	
平成24年度 地積測量図作成等業務 その他一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 中山 義男 香川河川国道事務所 香川県高松市福岡町4-26-32	H24.5.10	(特社)香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高松市丸の内9-29	会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者	1,178,845	1,037,011	88.0%	-	特社	国所管	1	
平成24年度 地積測量図作成等業務 その他一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所長 志々田 武幸 松山河川国道事務所 愛媛県松山市土居田町797-2	H24.5.11	(公社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者	1,252,860	1,252,860	100.0%	-	公社	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
地積測量図作成等業務 一式 調査・研究一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 三保木 悦幸 土佐国道事務所 高知県高知市江陽町2-2	H24.5.11	(公社)高知県公共嘱託登 記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者	1,749,426	1,749,426	100.0%	-	公社	国所管	1	
平成24年度 公共工事における企業の技術力の評価手法に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.14	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	これまで、「国土交通省直轄事業における品質確保の促進に関する懇談会」や「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」等において公共工事の建設生産システムの改善方策に関する検討をする中で、競争参加資格審査や総合評価落札方式における企業の技術力の適切な評価手法に関する方策について検討してきたところである。本業務は、それらの検討状況等を踏まえ、競争参加資格審査や総合評価落札方式における企業の技術力の評価方法等の改善に向けた基礎資料の作成及び検討を目的とするものである。本業務を遂行するにあたっては、競争参加資格審査の技術評価点の算定式について、過去の算定式の相違点や課題について詳細に把握するとともに、技術評価点と各等級に位置づけられた企業の関係の妥当性等について分析することが重要であるため、わが国の入札契約制度に関する基礎的な知識もさることながら、競争参加資格審査について分析するための技術力を有していることが必要である。 このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書が、具体的に実現可能な企画提案として、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。 したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4の第3号の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。	16,075,500	15,991,500	99.5%	2	特財	国所管	2	
高速道路における防災対策検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.14	(財)国土技術研究センター	本業務は、高速道路会社の、災害時における状況把握や、他機関との連携などについて事例を整理・分析し、高速道路の防災対策のあり方について検討することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、高速道路会社の災害時における状況把握や他機関との連携などについて分析する能力を有する事が求められることから、実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。 結果として、提案書を提出したのは、(財)国土技術研究センター1者であり、提出された企画提案書に基づく審査を行った結果、『配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況』、『業務実施方針及び手法』は業務遂行する上で妥当なものと認められた。 また、『特定テーマに対する技術提案』についても、高速道路の防災対策のあり方の検討方法について具体的に提案されており、その内容は妥当なものであった。 以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	4,998,000	4,987,500	99.8%	2	特財	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
逆走防止装置の効果検証業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.14	(財)国土技術研究センター	本業務は、逆走防止装置の効果に影響を与える設置位置について分析し、より効果的な逆走防止対策も含めた効果や課題について分析し、逆走防止装置と一体的に整備することにより、逆走防止効果を高める対策を提案することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、逆走防止装置の効果的な設置条件や、他の逆走防止対策も含めた課題について検討する能力を有する事が求められることから、実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。 その結果、上記業者は、企画提案内容の的確性及び実現性、配置予定技術者の業務実績及び業務実施手順の妥当性等の評価において優れており、本業務を遂行しうる十分な能力を有する業者であると認められた。 以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	14,742,000	14,700,000	99.7%	2	特財	国所管	2	
都市の緑地保全・緑化施策の実績分析調査	支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.17	(財)日本緑化センター 会長 鈴木正一郎 東京都港区赤坂1-9-13	本業務は、都市の緑地の保全及び緑化を推進し良好で潤いのある都市環境の形成を図るため、都市緑地法等に基づく地方公共団体における都市のみどりに関する前年度の取組のデータを収集・整理し、過年度データとの比較により傾向・動向をみることで実態の把握を行い、地方公共団体及び一般への周知を図るとともに、今後の都市の緑地の保全及び緑化の推進施策検討における基礎資料とすることを目的とする。 このことから、本業務の発注については、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得てそれを評価し優れた提案を選定する企画競争を経ることが適切であるため、当該手続をもって行ったところである。 委託先選定に当たっては、平成24年4月20日から平成24年5月8日までの間、本業務に係る企画提案書の公募を実施し、期限までに3者から提出された企画提案書を審査した結果、財団法人日本緑化センターの企画案は評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者である確認ができることから、企画競争実施委員会にて特定されたものである。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、財団法人日本緑化センターと随意契約を締結するものである。 根 拠 条 文：会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	5,869,500	5,785,500	98.6%	2	特財	国所管	3	
平成24年度 地積測量図作成等業務 その他一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 清家 基哉 大洲河川国道事務所 愛媛県大洲市中村210	H24.5.21	(公社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者	2,892,477	2,892,477	100.0%	-	公社	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
ASEANにおける交通分野に係る安全・安心に関する協力事業一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 重田 雅史 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.23	(社)海外運輸協力協会 東京都中央区日本橋浜町 1-5-13	本事業においては、交通分野に係る安全・安心に関する協力イニシアチブの日ASEAN交通大臣会合での承認を目指し、ASEANの交通分野における安全に関する基準・規制の現状と改善に向けた我が国への協力のニーズを把握するため、ASEANにおける交通分野での事故の発生状況・原因、安全基準・規制の現状や交通インフラのオペレータ等が抱える問題意識等についての調査を行う。また、ASEAN各国の交通担当官の次官級クラスを招聘して交通政策会合を本年夏頃に開催し、ASEANの政策立案者の問題意識を聴取するとともに、前述の調査結果に基づく今後の具体的な協力イニシアチブ案を提案し意見交換を実施する。さらに、これらの活動の結果を踏まえ、我が国の強みを活かした安全基準・規制に関する分野における協力について、提言案を作成する。 ASEANにおける安全規則は関係機関が多岐に渡る上、規則が形骸化し慣習に則り運用されていることも多く、当省において問題の所在を正確に把握することが困難である。また、経済発展の度合いが異なるASEAN地域の各国事情を踏まえた上で提言を取りまとめる必要がある。さらに、日本の民間事業者が個別に蓄積している安全対策に関する知見等民間からの視点と適切に組み合わせてASEAN側において実現可能な提言を取りまとめる必要がある。このため本事業の実施においては、企画提案を募集し、民間企業等のアイデアや専門的な知見を活用して最適な効果や成果を出すことが必要不可欠である。 今般、選定された社団法人海外運輸協力協会は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	11,999,646	11,999,172	100.0%	3	特社	国所管	1	
都市公園事業における計画段階評価手法等に係る調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.30	(財)日本緑化センター 会長 鈴木正一郎 東京都港区赤坂1-9-13	公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)」において計画段階における事業評価(計画段階評価)が導入することとされた。 本業務は、都市公園事業での実施に向けて、その評価手法を検討し、都市公園事業の事業評価手法の見直しに反映させることを目的としている。 計画段階評価は都市公園事業では新たな事業評価の取組となるため、その手法の検討に当たっては、従来の事業評価に係る知見だけでなく、多角的な観点からの高度な検討が求められることから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得てそれを評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、当該手続をもって行ったところである。 委託先選定に当たっては、平成24年4月12日から平成24年5月2日までの間、本業務に係る企画提案書の公募を実施した。期限までに4者から提出された企画提案書を審査した結果、財団法人 日本緑化センターの企画案は評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者である確認ができておりと企画競争有識者委員会にて特定されたものである。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、財団法人 日本緑化センターと随意契約を締結するものである。 根 拠 条 文：会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	14,479,500	14,385,000	99.3%	2	特財	国所管	4	
平成24年度台湾における訪日教育旅行促進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 又野 己知 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.1	(公財)交流協会 東京都港区六本木3-16-33	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、台湾教育旅行関係者への説明会、訪日台湾教育旅行関係者の招聘、WEBを活用した情報提供を通じ、台湾からの訪日教育旅行の一層の拡大を図ることを目的とするものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容の評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	29,659,591	29,659,591	100.0%	3	公財	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
平成24年度大規模災害に迅速に対応可能な無人化施工技術の検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長 中島 正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.6	(特財)先端建設技術センター 東京都文京区大塚2-15-6 ニッセイ音羽ビル4F	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 (企画競争)	10,993,500	10,920,000	99.3%	2	特財	国所管	1	
広域的な幹線道路ネットワークの整備・管理のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.6	(財)国土技術研究センター	本業務は、高規格幹線道路をはじめとする広域的な道路ネットワークについて、緊急性・優先順位等を含めた今後の整備・管理のあり方について検討するものである。本業務の実施にあたっては、道路ネットワークが受け持つ役割の分析や定量的に評価する指標の検討に豊かな経験と高度な知識が求められることから、実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。その結果、上記業者は、企画提案内容の的確性及び技術者評価ヒアリング時の専門技術力等の評価において優れており、本業務を遂行しうる十分な能力を有する業者であると認められた。以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	29,988,000	29,925,000	99.8%	2	特財	国所管	2	
道路管理の効率化のための情報プラットフォームに関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.7	(財)国土技術研究センター	本業務では情報プラットフォームの検討に合わせた道路管理の効率化を実現するため、各種情報施設の効率化や通行実績情報等の拡充による情報収集能力の強化や、各種情報の集約・共有を可能とする情報プラットフォームによる情報の管理・提供のあり方について検討する。 本業務を遂行する者は、道路管理における情報管理・提供の現状を調査する能力に優れ、プローブ情報等を活用したリアルタイム情報収集の活用について知見を有している必要がある。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を求めて、それを評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適切であるため、当該手続をもって随意契約先選定を行ったところである。 随意契約先選定にあたっては、本業務に係る企画提案書を募集し、期限までに4者から提出された企画提案書を審査した結果、他者に比べて優位であった財団法人国土技術研究センターを本業務を行う唯一の相手先として特定したため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。	39,648,000	39,585,000	99.8%	2	特財	国所管	4	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
平成24年度半島地域の価値創出支援調査業務	支出負担行為担当官 国土交通省国土政策局長 東京都千代田区霞が関2-1-2	H24.6.12	(公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	半島地域は、三方を海に囲まれ幹線交通体系から離れているといった制約がある一方で、豊かな自然、多様な食や歴史・文化に加え、地産地消、地域社会のつながり、環境と調和した生活など、持続可能性を重視した新しい価値観・ライフスタイル等との親和性の高い要素が多く存在することが特性としてあげられる。 こうした半島地域の特性を地域の中で再評価し活用するとともに、新たな価値として社会に提示していくことは、半島外部からの人的資源の確保や、地域資源の有効活用などを促進し、半島地域の自立的発展に資するものと考えられる。 このため、半島地域の価値として、新たな産業、地域経済・社会やライフスタイル、資源循環等のあり方について、地域が直面する諸課題への対応と合わせて検討する取組を支援するとともに、他の半島地域等においても普及・活用できる、地域の活性化に資する実践的な知見を抽出することを目的として行うものである。 本業務の実施にあたっては、半島地域の地域資源の有効活用の方法や地域への具体的な支援・助言を行うための地域振興施策に関する専門的な知見に精通していることが求められる。 このため、上記の要件を満たしつつ的確な調査を遂行し得る者を選定するための企画競争を実施することとし、企画提案書の募集を行ったところ、3社から応募があり、各企画提案書の内容をそれぞれ理解度、具体性、独創性、業務実施体制及び配置予定技術者の手持ち業務の状況の観点から比較検討を行った。その結果、公益財団法人日本交通公社からの提案が、本業務の目的としている事項の検討・分析等の手法について、よく理解をし、的確かつ具体的に示されており、企画競争有識者委員会での意見聴取を経た上で、企画競争委員会において本業務を実施するにあたり最も効果的であると認められた。 よって、同法人を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し、契約手続きを行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、上記相手方と随意契約を締結するものである。	6,604,500	6,599,985	99.9%	-	公財	国所管	3	
G空間EXPO2012会場借り上げ	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本 博 茨城県つくば市北郷1番	H24.6.13	(社)日本測量協会 東京都文京区小石川11-3-4	・会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 G空間EXPO2012における会場借り上げを一手に担っており、本業務を遂行できる唯一の業者である。	3,868,494	3,864,000	99.9%	2	特社	国所管	1	
猪名川水環境啓発活動実施業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 谷川 晴一 猪名川河川事務所 大阪府池田市上池田2-2-39	H24.6.13	(社)近畿建設協会枚方支所 枚方市新町11-12-1	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 (企画競争)	4,830,000	4,830,000	100.0%	3	特社	国所管	3	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
水害被害分析支援システム高度化検討等業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.14	(財)河川情報センター 東京都千代田区麹町1-3 ニッセイ半蔵門ビル	本業務においては、水害統計調査に関し、地方公共団体及び公益事業者が効率的かつ効果的に調査を実施できる態勢を整え、調査精度を継続して確保するため、水害統計調査の実態や現行の水害統計調査調査要領等の課題を調査・分析し、昨年度実施した代替調査手法を踏まえた上でヒアリングを行い、水害統計調査調査要領等の見直し及び水害被害分析支援システムの機能について充実にむけた検討等を行うものである。 本業務の実施に当たっては、水害統計調査を実施する上での課題の調査・分析、調査関係図書全体の構成の明確化及び見直しの検討、かつ集計を行うシステム機能追加等を実現するための高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)河川情報センターの企画提案は特定テーマに対する的確性、実現性等の観点から、最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)河川情報センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	13,429,500	13,335,000	99.3%	3	特財	国所管	2	
河川事業の評価手法に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.14	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務は、昨今の河川事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、効果的な事業評価を実施していくため、社会的情勢の変化、関連する調査・研究の進展、最新データ、国民への分かりやすさ等の観点から河川事業の評価手法の改善等に向けた調査・検討を行うものである。 本業務の実施に当たっては、費用対効果分析を含む河川事業の評価手法に関する高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は特定テーマに対する的確性、実現性等の観点から、最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	14,962,500	14,910,000	99.6%	2	特財	国所管	1	
H24-26渡良瀬遊水地内保全業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H24.6.21	(特財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団 栃木県栃木市藤岡町藤岡1778	政府調達に関する協定第15条の1(b)国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第1号 渡良瀬遊水地は東京から60km圏内にありながら、ラムサール条約の潜在的候補に選定される多様な自然環境が残された貴重な湿地環境を有するとともに、年間100万人の利用者が訪れるオープンスペースとして親しまれている。 本業務は、渡良瀬遊水地における貴重な湿地植物の保全・再生を基本とし、区域内の植栽や施設等の運営維持管理を一元的に行うものである。 本業務を遂行するには、利用者の利便性向上や適正な利用指導を図るための区域内における貴重種の保全・再生及び、植栽管理や利用者サービスの提供等、多岐にわたる業務について、企画・立案・実施を総合的な調整のもと、管理を行う必要があることから、管理運営方針や湿地植物の保全・再生にかかる留意点等の企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団は、企画提案書において、総合的に優れた提案を行った者であり、契約を締結するものである。	322,003,500	318,150,000	98.8%	5	特財	国所管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応募 者数	
復興工事における現場配置技術者等の実態調査業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.22	(財)国土技術研究センター	企画競争 会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 本業務を行うためには、建設工事に係る技術者制度に関する知識と経験が必要であるため、本業務の円滑かつ着実な遂行を図る観点から、業務の実施方針、フローチャート、工程計画についての提案と、「現場配置技術者の配置実態調査手法の提案」を特定テーマとする企画提案書を公募し審査することとした。 企画提案書は2者から提出され、その内容について「調査体制」「実施方針・実施フロー・工程表」「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行い、提案書の特定にあたっては有識者委員会の意見を聴取した。 その結果、財団法人国土技術研究センターの提案は、「実施方針・実施フロー・工程表」については目的、条件、内容が簡潔に表現されており理解度が高く、「特定テーマに対する企画提案」については、具体性、実現性及び独創性のいずれの評価項目についても妥当な内容であり、他社の提案より優秀であった。 以上のことから、当該業務の実施者として財団法人国土技術センターを選定することとした。	12,096,460	12,075,000	99.8%	1	特財	国所管	2	
河川砂防技術基準(調査編)に係る先端的な技術の調査把握業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.28	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務は、河川砂防技術基準(調査編)に係る先端的な技術の動向把握を行うとともに、先端的な技術に関して、現地における適用性(精度、コスト、汎用性及び実績等)の観点から評価を行うとともに、有識者等から意見聴取を行うことにより、河川砂防技術基準への反映内容の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、学識者や関係者等の幅広い主体から意見聴取等を行い、意見集約を行うとともに、精度、コスト、汎用性及び実績等の観点から評価を行い、観測や調査の用途・目的に応じた最適な手法について整理を行うことができる能力等が必要であることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、企画提案を行ったのは(財)国土技術研究センターのみであった。(財)国土技術研究センターは、本件提案において、考慮すべき主要事項等を的確に捉えており、実現性の高い提案内容であるほか、関連する業務の実績があり、業務執行体制を含め業務遂行に十分であると企画競争委員会において認められた。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	9,933,000	9,870,000	99.4%	2	特財	国所管	1	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。